

# 告 示

## 埼玉県告示第三十六号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成三十一年一月十八日

埼玉県知事 上田清司

### 一 指定予定保安林の所在場所

埼玉県秩父郡皆野町大字金沢字指平二二九五、二二九六の一、二二九七、字金山入二二九八の一から二二九八の三まで、二二九九、二三三五、二三六三から二三六五まで、字中東二三八七

### 二 指定の目的

#### 土砂の流出の防備

### 三 指定施業要件

#### イ 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字指平二二九五（次の図に示す部分に限る。）、字金山入二二九八の一・一二九九・二三六五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採ができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、関係書類を埼玉県庁及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。)